

## ○天龍村空き家情報登録制度要綱

平成 18 年 9 月 27 日告示第 63 号  
改正  
平成 30 年 3 月 12 日告示第 10 号

### 天龍村空き家情報登録制度要綱

#### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、天龍村内に存する空き家の有効活用をとおして、村民と都市住民の交流の拡大と定住促進、地域自治及び農村機能の維持による地域の活性化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

##### (1) 空き家情報登録制度

天龍村内に存する空き家（空き家となる予定のものも含む。以下「空き家」という。）に関する登録及び天龍村に定住することを目的として、又は就農や農村回帰等で空き家の利用を希望する者（以下「空き家利用希望者」という。）に関する登録をとおして、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して情報提供を行う制度をいう。

##### (2) 所有者等

当該空き家に係る所有権、又は売却若しくは賃借を行うことができる権利を有する者をいう。

#### (適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、この制度以外の空き家の取引を規制するものではないものとする。

#### (空き家の登録申請)

第 4 条 空き家情報登録制度による空き家に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、空き家情報登録申請書（様式第 1 号）を村長に提出しなければならない。

2 以下の事項に該当する場合は登録することができない。

##### (1) 天龍村空家等対策協議会により特定空家等に認定された物件

(2) 前項で特定空家等に認定されていない場合であっても、老朽化が著しく、倒壊・破損のおそれのある物件、不法投棄や獣害により著しく不衛生と認められる場合など、居住できる状態にするために大規模な改修が必要で、近隣住民や利用者に大きな負担が発生しうる可能性がある物件

##### (3) あっせん及び仲介等を目的とした物件

##### (4) その他村長が不適と認めた物件

3 村長は、第 1 項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認の上、天龍村空き家情報台帳に登録しなければならない。ただし、前項に該当する場合はこの限りでない。

4 村長は、前項の規定による登録をしたときには、その旨を当該申請者に通知するものとする。

5 村長は、第 3 項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報登録制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対してこの制度による登録を勧めることができるものとする。

#### (空き家に係る登録事項の変更の届け出)

第 5 条 前条第 4 項の規定による登録の通知を受けた申請者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項の変更又は抹消があったときは、登録事項変更等届出書（様式第 2 号）により、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

#### (空き家情報登録台帳の登録抹消)

第6条 村長は、当該空き家に係る所有権その他権利に移動があったとき、又は抹消に係る登録事項変更等届出書（様式第2号）の提出があったときは、当該空き家情報登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は空き家情報登録台帳から自動的に抹消するものとする。

(1) 第4条第2項第1号に認定された場合

(2) 空き家情報登録時の状態から経年劣化により老朽化が進行し、倒壊・破損のおそれが生じたり、不法投棄や獣害により著しく不衛生と認められる場合など、居住できる状態にするために大規模な改修が必要で、近隣住民や利用者に大きな負担が発生しうる可能性が生じた場合

(3) 空き家情報登録が決定した日から3年経過した物件

(空き家利用希望者の登録申請)

第7条 空き家情報登録制度による空き家利用希望者に関する登録を受けようとする者（以下「空き家利用希望申請者」という。）は、空き家利用希望者情報登録申請書（様式第3号）に誓約書（様式第4号）を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、あっせん及び仲介等を目的とした空き家利用希望者に関する登録はできない。

2 村長は、前項の規定による申請があったときには、次の各号のいずれかに該当している者を空き家利用希望者情報台帳に登録しなければならない。

(1) 空き家に定住又は空き家を利用し、地域の活性化に寄与しようとする者

(2) その他村長が適当と認めた者

3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(空き家利用希望登録者に係る登録事項の変更の届け出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申請者（以下「空き家利用希望登録者」という。）は、当該登録事項の変更又は抹消があったときは、登録事項変更等届出書（様式第2号）により、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

(空き家利用希望者情報登録台帳の登録抹消)

第9条 村長は、空き家利用希望登録者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家利用希望登録者に通知するものとする。

(1) 空き家の利用目的が第1条の趣旨に該当しないこととなったとき。

(2) 空き家を利用することにより公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。

(3) 申請内容に虚偽があったとき。

(4) 抹消にかかる登録事項変更等届出書（様式第2号）の提出があったとき。

(5) その他村長が、適当でないとして認めたとき。

(情報提供等)

第10条 村長は、必要に応じて、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して、登録台帳に登録された有用な情報を提供するとともに、空き家の登録情報を天龍村ホームページ等に掲載し周知するものとする。

2 村長は、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して、空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月12日告示第10号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。